

関係団体各位

新潟市テナント等家賃減額協力金事業の申請受付について(ご案内)

市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、令和 2 年 4 月 21 日に新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じて休業等に協力した市内事業所等の家賃の減額にご協力いただく貸主に対して、協力金を支給しています。

市ホームページで申請書類を公表し、申請受付を開始しております。申請受付が6月末日までとなっておりますので、改めて下記のとおりご案内します。

記

1. 申請受付期間 令和 2 年 5 月 11 日(月)から 6 月 30 日(火)まで
※6 月 30 日(火)の消印を有効とし、郵送のみで受け付けます。
2. 支給額 貸主 1 者あたり上限 20 万円
新潟県の要請(4 月 21 日)に応じて市内対象施設の休止や営業時間の短縮に協力した中小企業及び個人事業主に対する家賃及び共益費の減免額の 3 分の 2
3. 申請に必要な書類の入手方法
 - ① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 テナント協力金
 - ② 市・区役所の窓口
 ※開庁時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで(土日祝日を除く)
 ※感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。ご不明な点は以下の協力金相談センターへお問い合わせください。
4. 事業者様からの問合せ先
新潟市協力金相談センター 電話 **025-211-8650**
 (受付時間) 午前 9 時～午後 6 時まで (土日祝日を含む)

問合せ先 新潟市産業政策課 菅田(直通:025-226-1610)

新潟県の休業要請等対象施設一覧

(1) 基本的に休止を要請する施設

施設の種類	施設例
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス
文教施設	学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校)
大学、学習塾	大学、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室
運動、遊技施設	体育館、(屋内・屋外)水泳場、ボウリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク、遊園地
劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館(集会のように供する部分に限る)、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗(ペットショップ(ペットフード売り場を除く)、ペット美容室(トリミング)、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場(集客活動を行い、来場を促すもの)、古物商(質屋を除く)、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店(店舗)、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室)、整体院(主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。)

(2) 営業時間短縮の協力を要請する施設

施設の種類	施設例
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、夕オカ屋、屋形船 ※営業時間の短縮については、朝 5 時から夜 8 時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜 7 時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスを除く) ※もと朝 5 時から夜 8 時までの時間帯の中で営業している飲食店は、新潟県からの協力要請の対象施設に該当しません(休業した場合も該当となりません)。

※対象施設の詳細は、県の要請の取り扱いに準じます。